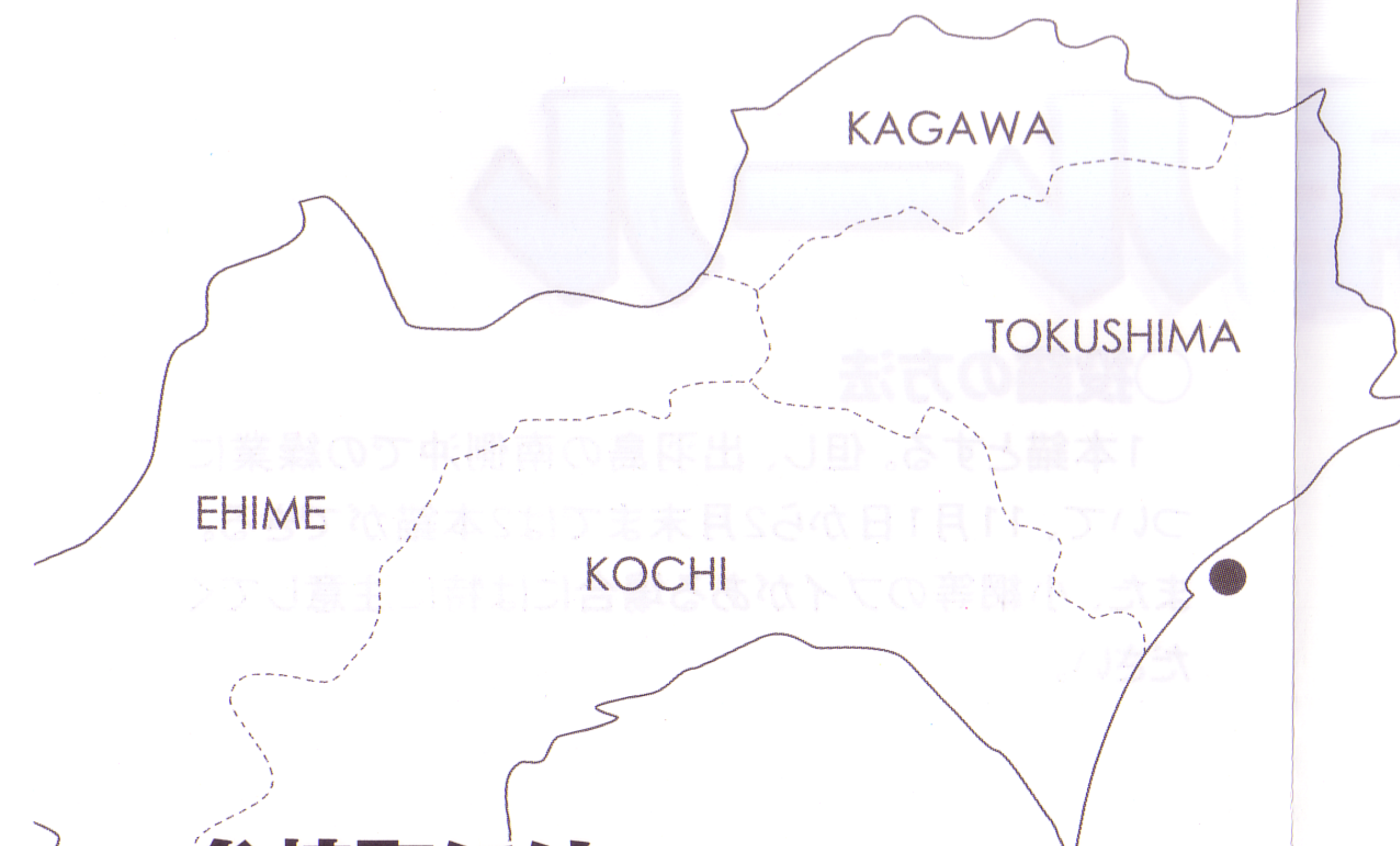




牟岐町には、イサキ、グレ、ハマチなどの好適な釣り場が多く、シーズンになれば多くの漁業者、遊漁者で賑わいます。

牟岐は古くから漁業が盛んで、これまで漁業者は出羽島のごく限られた海域でしか遊漁を認めていませんでした。したがって、漁場をめぐって、地元の漁業者と遊漁者の間でトラブルが度々起きていました。こうしたトラブルの予防及び調整、解決を促進し、海面の円滑な利用を図ることを目的に、地元の漁業者、遊漁者（プレジャーボート）、遊漁船業者（かけ釣り）による組織づくりが進められてきました。その結果、平成12年5月、「牟岐町海面利用協議会」が設立されたのです。

本協議会において、度重なる話し合いの末に「牟岐地先の海面利用ルール」（裏面参照）が策定され、遊漁ができる海域が大幅に拡大されました。

どうかこれまでの経緯、趣旨をご理解いただき、みんなでルールを守り、豊かな牟岐の自然を満喫しましょう。

漁業者は資源を保護培養するために、種苗の放流や漁場の環境整備を行っています。

遊漁者のみなさん、小さい魚は海へ戻しましょう。また、ゴミはすべて持ち帰りましょう。



小さい魚は
海へもどそう。

<問い合わせ先>

牟岐町役場産業課

TEL.0884-72-1111 FAX.0884-72-2716

徳島県農林水産部水産課漁業調整室

TEL.088-621-2478 FAX.088-621-2863



わたしたちの
牟岐地先の海面利用ルール

海にやさしくなりましょう!

牟岐町海面利用協議会
徳島県水産課漁業調整室

牟岐地先の海面利用ルール

○基本事項

船からの遊漁者(遊漁船・プレジャーボートの使用者)は、このルールに従って、漁業者と協調して牟岐地区の海面を利用する。

○船からの遊漁ができる海域

下図のとおり。(日和佐町と牟岐町の境界からナカジを結んだ線よりも西側海域であって、牟岐町と海

南町の境界よりも東側の海域。)

なお、遊漁ができる海域を明確にするため、遊漁船業者がブイを打つ。

○船からの遊漁ができる時間

投錨時間:

午前6時30分(5月16日～9月14日)

午前7時(9月15日～5月15日)

終了時間:午後2時(周年)

○投錨の方法

1本錨とする。但し、出羽島の南側沖での繰業について、11月1日から2月末までは2本錨ができる。また、小網等のブイがある場合には特に注意してください。

